

特記仕様書

委託番号 令和8年度 第KJ32-901号

委託業務の名称 水道施設台帳システム構築基本計画検討業務

委託業務の場所 野洲市吉川 ほか

1 業務目的

本業務は、従来からのアセットマネジメントの取り組みをさらに強化し、各部署の広い視点から事業費の平準化を図るため、施設全般の情報を管理するシステムの導入に向けた機能要件の整理や発注仕様書の作成等を目的とする。

2 業務対象

アセットマネジメントで用いられる下記管内の全工種（土木、建築、機械設備、電気設備、建築機械、建築電気）を対象とした施設台帳システムを導入する予定である。

- ・ 湖南水道用水供給事業 吉川浄水場（上水）管内、馬淵浄水場管内、水口浄水場管内
- ・ 南部工業用水道事業 吉川浄水場（工水）管内
- ・ 彦根工業用水道事業 彦根浄水場管内

管内施設は浄水場、ポンプ場、調整池、分水所等を指す。なお対象施設数、設備数のおおよその目安は下記のとおり。

①対象施設数：約50か所

②対象設備数：約4,000件

3 業務一般

(1) 業務の遂行

業務を実施するに当たり契約書、本仕様書および関係法規等を遵守し、技術経験の豊富な技術者を配置し、業務の適正な進行を図るものとする。委託期間を通じ、必要な情報収集、調査・分析、検討、費用算定、要件整理および発注仕様書作成等を行うものとする。

(2) 打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ4回、成果品納入時の計6回行うものとする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。

打合せは面談を基本とするが、監督職員と協議のうえ、WEB会議、TV会議等（以下「WEB会議等」という。）を利用することもできるものとする。また発注者側の機器等WEB会議環境は発注者が準備するが、受注者側の環境等については受注者の責任において準備すること。

4 業務内容

(1) 現状・課題の分析等

①アセットマネジメント等における業務内容の現状調査

水道施設の管理等にかかる業務についてヒアリング調査等による現状調査を行い、業務内容の把握と業務フローを作成した上で課題の抽出を行う。

②アセットマネジメント等に関連するデータや資料の現状調査

水道施設の管理等にかかる業務で利用しているデータや資料を調査し、現状を把握するとともに課題の抽出を行う。また、工事竣工図書や各種図面類、工事設計書などの保管状況やボリューム等について調査する。

(2) 新たなシステムの構想

① 目指すべきシステムの構成

発注者におけるネットワークの状況や OA 環境など既存の情報基盤・通信環境について調査確認したうえで、事業に関わる多くの関係者が長期に渡って運用可能なシステムの環境要件について検討を行う。検討においては、必要に応じて発注者の情報政策担当部署との協議を行う。

- ・システム運用形態（クラウド方式）
- ・ネットワークの構成
- ・ハードウェア
- ・セキュリティ要件

また、体制および想定されるシステムの活用局面・頻度をもとに、システムの利用規模（同時利用ユーザー数など）を検討する。

そして、(1)の分析結果を踏まえ、既存システム等の活用やシステム間のデータ連携、最新の情報技術状況、他の上下水道事業体における複数の先進事例等や費用対効果を勘案し、目指すべきシステム全体の構成を複数案提示し、運用する職員と十分な相互理解・合意形成を図りながら検討したうえで、発注者に最も適したシステム構成を決定し、その運用管理手法についても検討を行う。

② 施設台帳システムの対応範囲の検討

新たなシステム構成のうち、管理する対象施設や管理データ項目等の検討を行う。検討においては、台帳管理として必須となる機能の他、法令等改正の目的背景（水道施設の適切な管理、アセットマネジメントの精度向上、大規模災害時等の円滑な対応など）の視点から必要となるシステム機能要件を明確化する。

(3) 業務実施方針検討

① 施設台帳システムを活用した業務フローの検討

新たなシステム構成を踏まえ、関係部署における適切な役割分担と職員の負担軽減に留意したうえで、システムを活用するために必要となる新たな業務フローを検討する。

(4) システム導入計画

① データ量とデータ整備方法の検討

新たなシステム導入の初期段階において、取り扱うデータ量、システム稼働に向けたデータ入力や変換等の整備方法、データ整備に要する期間および費用を見積もる。

② 段階的なシステム拡張の検討

新たなシステム構成の構築にあたり、必要となるシステムの導入・拡張を行うための手順や手法を検討する。そして、前段の検討結果を踏まえ、費用対効果の視点から、当面と将来に分けたシステム機能要件の優先度の振り分けを行う。

③ 開発および運用費の検討

前段の検討結果より、システム構築費用、運用費用等について検討し、段階的な展開を図るた

めのロードマップを検討する。

(5) 報告書作成

調査、検討、導入計画内容等を報告書として整備するものである。なお報告書については社内検査後提出するものとする。

(6) その他

受注者は、必要な会議、打合せ等を開催し、発注者との十分な協議をもって本業務を推進すること。

システム導入検討にかかる発注者からの問合せに対し、提案や助言を行うこと。

5 成果品

① 提出物

- ・ 報告書 (A4 版製本) 3部
- ・ 電子データ (CD-R または DVD-R) 1部

② データのファイル形式については、PDFに加えて、「Microsoft Office 2013」以上の編集可能なファイル形式で提出すること。また図面データについては、「AutoCAD LT 2000」にて読み込み可能なものとする。

③ その他

- ・ 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
- ・ 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- ・ 本業務は、業務委託期間中に作業途中の資料提出を求めることがある。
- ・ 本業務で作成された成果物等に関する全ての所有権、著作権は発注者に帰属するものとする。

6 その他

(1) 再委託

- ① 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を企業庁に提示し承認を得ること。
- ② 再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決すること。

(2) 機密保護・個人情報保護

- ① 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ② 本業務の遂行のため、企業庁が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。
- ③ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することの無いよう、必要な措置を講ずること。

(3) 法令等の順守

本業務の遂行に当たっては、次に掲げる法令等を遵守すること。

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・ 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月1日施行）
- ・ 滋賀県情報セキュリティ対策基準「委託事業者遵守事項」（別記参照）

(4) 暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通知制度」の徹底について）

- ① 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべてのものをいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- ② 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式）により所轄警察署に届け出るとともに、発注者に報告するものとする。
また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うこと。
- ③ 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、発注者と協議するものとする。